3　機関は、法人格を有するものとし、各締約国の領域において、その任務の遂行及びこの条約の目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における機関及びその職員の特権及び免除は、機関と当該締約国との間の合意によって決定する。

4　機関の公用語は、英語及びポルトガル語とする。

5　機関の本部は、ナミビアに置く。

第六条　委員会

1　各締約国は、委員会の構成国となる。

2　各構成国は、委員会に対し一人の代表を任命するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

3　委員会は、次の任務を遂行する。

(a)　必要とされる保存及び管理について特定すること。

(b)　保存管理措置を作成し、及び採択すること。

(c)　総漁獲死亡率（非漁獲対象種のものを含む。）を考慮しつつ、総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること。

(d)　漁獲への参加の性質及び範囲を決定すること。

(e)　資源の状態を検討し、並びに資源に関連する情報を収集し、分析し、及び普及させること。

(f)　条約水域及びこれに接続する国の管轄の下にある水域の漁業資源に関する科学的調査を奨励し、促進し、及び、適当な場合には合意により、調整すること。

(g)　次条の規定に従って作成する予防的な取組方法に基づき資源を管理すること。

(h)　効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適切な協力の仕組みを設けること。

(i)　条約水域における規制及び取締りに関する措置を採択すること。

(j)　科学的調査を目的とする漁獲の実施に関する措置を作成すること。

(k)　データの収集、提出、検証、取得の機会及び使用に関する規則を作成すること。

(l)　適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的助言の入手可能性を確保するため、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。

(m)　遵守委員会、科学委員会、他の補助機関及び事務局に対し指示すること。

(n)　機関の予算を承認すること。

(o)　任務を遂行するために必要なその他の活動を実行すること。

4　委員会は、その手続規則を採択する。

5　委員会は、国際法に従い、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶が委員会の合意した措置を遵守するよう促進するための措置を採択する。

6　委員会は、その決定を作成するに当たり、科学委員会及び遵守委員会からの勧告及び助言を十分に考慮し、特に、資源の生物学的一体性その他の生物学的特性を十分に考慮する。

7　委員会は、効力を有する自己の保存管理措置及び監督措置を公表し、並びに実行可能な限り条約水域において効力を有する他の保存管理措置の記録を保持する。

8　3に規定する措置には、次のものを含めることができる。

(a)　採捕することのできる種の量

(b)　漁獲が可能な水域及び期間

(c)　採捕することのできる種の大きさ及び性別

(d)　使用することのできる漁具及び漁法

(e)　漁獲努力量（使用することのできる船舶の数、種類及び大きさを含む。）

(f)　地域及び小地域の指定

(g)　種を保護する目的で漁業を規制する他の措置

(h)　この条約の目的を達成するために委員会が必要と認める他の措置

9　この条約に基づいて委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、第二十三条の規定に従って効力を生ずる。

10　委員会は、千九百八十二年の条約第百十六条から第百十九条までの規定を考慮しつつ、この条約の目的の達成に影響を及ぼすと委員会が認めるいずれかの活動について、この条約の非締約国又はこの条約の当事者でない漁業主体の注意を喚起することができる。

11　委員会は、次の事項を損なうと委員会が認めるいずれかの活動について、すべての締約国の注意を喚起する。

(a)　締約国によるこの条約の目的の達成

(b)　当該締約国によるこの条約に基づく義務の遵守

12　委員会は、他の組織により定められた措置であって条約水域における海洋生物資源に影響を及ぼすものを考慮するものとし、また、この条約の目的を害することなく、当該措置との整合性の確保に努める。

13　委員会は、いずれかの締約国が機関の作業に参加しなくなったと決定する場合には、当該締約国と協議する。また、適当と認める場合には、このような事態に取り組むための決定を行うことができる。

第七条　予防的な取組方法の適用

1　委員会は、漁業資源の保護及び海洋環境の保全のため、予防的な取組方法を漁業資源の保存、管理及び開発について広く適用する。

2　委員会は、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払う。十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

3　委員会は、この条の規定を実施するに当たり、予防的な取組方法の適用に関する最良の国際慣行（千九百九十五年の協定附属書Ⅱ及び国際連合食糧農業機関の千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範を含む。）に考慮を払う。

第八条　委員会の会合

1　委員会は、年次会合その他必要と認められる会合を開催する。

2　委員会の第一回会合は、締約国のうち二以上の国が条約水域において漁獲活動を行っている場合には、この条約の効力発生から三箇月以内に開催するものとし、いかなる場合においてもこの条約の効力発生から六箇月以内に開催する。ナミビア政府は、委員会の第一回会合について締約国と協議する。仮議事日程については、会合の日の一箇月前までに各署名国及び締約国に通報する。

3　委員会の第一回会合は、特に、事務局による附属書の規定の実施に関連する経費並びに第六条3(k)及び(l)に規定する委員会の任務を遂行するための措置を優先的に検討する。

4　委員会の第一回会合は、機関の本部で開催する。その後も、委員会の会合は、委員会が別段の決定を行わない限り、機関の本部で開催する。

5　委員会は、締約国の代表のうちから議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、更に二年の任期について一回に限り再選される資格を有する。最初の議長は、委員会の第一回会合において最初の任期を三年として選出される。議長及び副議長は、同一の締約国の代表であってはならない。